

平成26年 3月 5日

お 知 ら せ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者
茨城県下妻市高道祖4210番地7
有限会社スピリット
代表取締役 吉原 薫
- 2 処分日
平成26年3月5日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
有限会社スピリットは、平成26年2月27日に柏市長から産業廃棄物処分業許可の取消しを受けた。
このことは法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ニ（法第14条の3の2の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者）に該当し、法第14条の3の2第1項第1号に規定する産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するため。